

ふるさと宮崎応援寄附金拡大事業支援業務委託企画提案競技実施要領

1 目的

宮崎県（以下「県」という。）が申込受付を行う、ふるさと宮崎応援寄附金（以下「ふるさと納税」という。）のPR強化に取り組むとともに、寄附者に対して、県産品などの返礼品を送付することにより、ふるさと納税による寄附金額の増加、本県及び県産品のPRを図ることについて、企画提案を募り、企画提案競技に参加した事業者から本業務を実施する候補者を選定することに関し、必要な事項を定める。

2 企画提案及び契約の手順

企画提案競技参加資格を有する事業者（共同企業体での参加を含む。）から、公募により本業務に関する企画提案を受け、県において内容の審査を行った上、本業務に適した事業者と随意契約を締結する。

3 業務委託の概要

(1) 業務の名称

ふるさと宮崎応援寄附金拡大事業支援業務委託

(2) 業務の内容

別紙「ふるさと宮崎応援寄附金拡大事業支援業務委託仕様書」による。

4 参加資格要件

次の(1)又は(2)に該当し、かつ(3)～(9)いずれにも該当する者とする。

(1) 宮崎県競争入札参加資格者名簿に登録された者又は過去2年以内にこの業務委託と同種・同規模程度以上の業務実績を有する者

(2) 共同企業体を構成して参加する場合は、以下の要件を満たすこと。

ア 共同企業体を構成する少なくとも1つの事業者が、(1)の要件を満たすこと。

イ 共同企業体を代表する事業者を選出し、応募に関する一切の手続を当該事業者が行うこと。

ウ 共同企業体を構成する事業者が単独又は別の共同企業体の構成員となっていないこと。

(3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者

(4) 宮崎県内に本社、支社、営業所又はこれらに類する事業拠点を有する者

(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けている者は、申立がなされていないものとみなす。

- (6) この公告の日から委託候補者を選定するまでの間に、宮崎県からの受注業務に関し、入札参加資格停止の措置を受けていない者
- (7) 宮崎県暴力団排除条例（平成 23 年宮崎県条例第 18 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団又は代表者及び役員が同条第 4 号に規定する暴力団関係者ではない者
- (8) 県税（個人県民税及び地方消費税を除く。）に未納がないこと。
- (9) 地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 321 条の 4 及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあっては、従業員等（宮崎県内に居住している者に限る。）の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者

5 委託経費

- 58,468,000円以内（消費税及び地方消費税額を含む。）とする。
- ※委託業務に係る全ての経費を含む。
- ※委託経費の支払方法については、年4回（6月、9月、12月及び翌年3月を予定）の均等に分け、概算払とする。

6 日程（予定）

- (1) 実施公告 令和5年3月 3日（金）
- (2) 質問書受付期限 令和5年3月10日（金）午後5時まで
- (3) 参加申込期限 令和5年3月15日（水）午後5時まで
- (4) 企画書提出期限 令和5年3月20日（月）正午
- (5) プレゼンテーション 令和5年3月24日（金）
- (6) 業者決定 令和5年3月30日（木）

7 事前説明会

新型コロナウイルス感染症対策のため、実施しない。

8 企画提案競技への参加申込

本企画提案競技に参加を希望する者は、別紙「企画提案競技参加申込書（様式第1号）」を提出すること。

- (1) 提出場所 本要領15の場所
- (2) 提出期限 令和5年3月15日（水）午後5時
- (3) 提出方法 持参又は送付（送付に当たっては、書留郵便又はそれと同等の手段により提出すること。なお、送付の場合であっても、令和5年3月15日（水）午後5時必着とする。）
- (4) 提出書類
 - ① 企画提案競技参加申込書（様式第1号）
 - ② （共同企業体を構成する場合）共同企業体協定書（様式第2号）
 - ③ （代理人を選定した場合）委任状（様式第3号）

9 質問及び回答

- (1) 提出場所 本要領15の場所
- (2) 提出期限 令和5年3月10日(金)午後5時まで
- (3) 提出方法 持参、郵便、電子メール又はFAXとする。ただし、持参又は書留郵便以外の場合は、電話にて県に到着の確認をすること。また、質問には様式第4号を用いること。
- (4) 回答期限 質問者に対して質問受付日より原則2日以内に回答するものとする。また、軽微なものを除き、質問に対する回答は、企画提案競技参加者全員にメールで通知する(質問者名は公表しない。)

10 企画書等提出

(1) 提出書類

1 提案者1案(A4版)とし、下記①から⑭を1セットとし、これを企画書と呼ぶ。企画書は、原本1部、コピーを5部用意すること。

- ① 企画提案競技申請書(様式第5号)
- ② 会社概要(様式第6号)
(共同企業体の場合は、各社ごとに提出すること)
- ③ 業務の実施体制(様式第7号)
- ④ 総括責任者、担当者の役割(様式第8号)
- ⑤ 業務フロー(様式第9号)
- ⑥ 業務や返礼品についての基本的な考え方(様式第10号)
- ⑦ 返礼品調達可能リスト(様式第11号)
- ⑧ 独自性のある返礼品の企画提案書(様式第12号)
- ⑨ 提案者自らによるサービスの提案書(様式第13号)
- ⑩ 業務に要する経費(様式第14号)
- ⑪ 送料の料金表(任意様式)
- ⑫ 特別徴収実施確認・開始誓約書(様式第15号)
- ⑬ 納税証明書(県税に未納がないことの証明)
- ⑭ 見積書及び見積明細書
(ア) 各経費の内訳が分かるように記載すること。
(イ) 宛名は「宮崎県知事 河野 俊嗣」とすること。

(2) 企画書の提出方法

- ① 提出場所 本要領15の場所
- ② 提出期限 令和5年3月20日(月)正午まで
- ③ 提出方法 持参又は送付(送付に当たっては、書留郵便又はそれと同等の手段により提出すること。なお、送付の場合であっても、令和5年3月20日(月)正午必着とする。)

11 選定方法

参加事業者からのプレゼンテーションを行った上で、提出を受けた企画書をもとに書面審査を行い、提出された企画案等について総合的に審査の上、本業務に

適した事業者を決定する。プレゼンテーションの詳細は、別途通知する。

1 2 企画提案で重視する視点

(1) 業務実績

- ① 信頼性の高い業務実施が可能か
- ② 過去の業務実績等から、高い業務遂行能力が期待できるか

(2) 実施体制、総括責任者・担当者の役割、業務フロー

- ① 実施・サポート体制が確保できているか
- ② 効果的、効率的な業務遂行手順となっているか

(3) 業務の理解

- ① 業務に対する考え方が仕様書（内容等）に合致しているか
- ② ふるさと納税制度や県産品等の知識・理解が十分か

(4) 返礼品の充実度

- ① 幅広い分野の地場産業の振興につながる品目となっているか
- ② 返礼品の調達種類は豊富か

(5) 独自性のある返礼品の企画提案

- ① 提案者の強みを生かした独自性のある内容か
- ② 魅力ある内容であり、実現可能な提案か

(6) 提案者自らによるサービスの提案

- ①仕様書に規定する業務のほかに、提案者自らによるサービスの提案があるか

(7) 業務に要する経費

- 直接人件費＋一般管理費の料率は妥当なものとなっているか

1 3 その他

- (1) 提出された資料は返還しない。
- (2) 企画提案に要する一切の費用は、提案者の負担とする。
- (3) 本企画提案競技の参加により、県から知り得た情報は、他者に漏らしてはならない。
- (4) 選考結果については、全参加業者に書面（Eメール）にて連絡する。
- (5) 決定した業者と業務打合せを行い、委託契約を締結する。
なお、契約手続きに要する費用は業者負担とする。
- (6) 決定した業者の提出した企画書の内容は、協議の上、変更する場合がある。
- (7) 契約の相手方は、契約保証金として契約額の100分の10以上の額を契約締結前に納付しなければならない。ただし、宮崎県財務規則第101条第2項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することがある。

1 4 特記事項

当業務委託においては、宮崎県の令和5年度予算が措置された場合のみ委託が可能となるため、予算が成立しない場合には、公募に係る一切について、いかなる効力も発生しない。この場合においても、企画提案書等の作成提出及び本業務の準備に要した費用については、一切補償しないものとする。

15 書類提出先

〒880-8501

所在地 宮崎市橋通東2-10-1

部 署 宮崎県商工観光労働部 観光経済交流局

オールみやざき営業課 ひなたプロモーション担当

電 話 0985-26-7591

F A X 0985-26-7327

メール kodama-norihiko1@pref.miyazaki.lg.jp